

拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位の設立のための決議

(2003年10月7-10日、第10回年次会合で採択)

ミナミマグロの保存のための拡大委員会は、

ミナミマグロ資源の持続性の確保は、この種を漁獲している全ての国及び団体が拡大委員会を通じ、ともに取り組むことを求めていることを認識し、

ミナミマグロ保存条約（条約）に基づいて採択された保存管理措置を支持しない国及び団体によるミナミマグロの継続した漁獲がそれらの措置の効果を相当減殺していることを考慮し、

条約第13条及び拡大委員会及び拡大科学委員会を設置するための決議(以下単に「決議」)に基づき、非加盟国が条約に加盟するよう促進し、及び、団体が拡大委員会のメンバーに応募することを促進するよう、拡大委員会の全メンバーが互いに協力するための継続した必要性を認識し、

自国(団体)の漁船がミナミマグロを漁獲している、もしくは、ミナミマグロが自国(団体)の排他的経済水域もしくは漁業水域を回遊する全ての非加盟国と団体に対し、条約に基づき採択された保存管理措置及びその他の決定の効果を確保するための適切な措置をとるよう働きかけることの継続した必要性を認識し、

以下の通り決定する：

1. 拡大委員会は、ここに、拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位を設立する。
2. 拡大委員会の事務局長は、自国（団体）の漁船がミナミマグロを漁獲している、もしくは、自国（団体）の排他的経済水域（或いは漁業水域）をミナミマグロが回遊する全ての非加盟国及び団体に対し、条約に加盟する、もしくは、必要な場合には、拡大委員会のメンバーとなる、または協力的非加盟国の地位を拡大委員会に申請することにより委員会に協力するよう、毎年、招請することを指示される。

3. そのような招請を受けた国または団体は、拡大委員会の協力的非加盟国の資格が認められるよう、拡大委員会に対し申請することが出来る。そのための申請は、拡大委員会の年次会合の少なくとも120 日前までに拡大委員会の事務局長によって受理されなければならない。
4. 協力的非加盟国の資格に関する承認申請の提出に際しては、候補の国または団体は当該国（団体）の以下の約束を公式の書面で拡大委員会に提出しなければならない。
 - a) 条約の目的を実行すること；
 - b) 条約に基づき採択された保存管理措置及び他の全ての決定や決議を遵守すること；
 - c) 漁業活動が、条約に基づき採択された保存管理措置及び他の全ての決定や決議の効果を減殺させないことを確保するために適切な行動をとること；
 - d) 拡大委員会のメンバーが拡大委員会に提出を求められているミナミマグロ漁業のレビュー及び他の全てのデータを拡大委員会に送付すること；
 - e) ミナミマグロに関する科学調査及び研究を促進すること；
 - f) ミナミマグロの統計証明書が委員会のTIS に合致して完成されていることを確保すること；及び
 - g) 協力的非加盟メンバーの資格の承認のため、それぞれの状況に応じ、その他のクライテリアを発展させるために、拡大委員会のメンバーと交渉すること。
5. 総漁獲枠及びその配分の決定に際しては、拡大委員会は協力的非加盟メンバーへの漁獲制限につき協議することが出来る。協力的非加盟メンバーは協議された制限を遵守しなければならない。
6. パラグラフ4 (a) ~ (f) までの公約及び4 (g) に基づき申請者との協議により拡大委員会により決定された特定のクライテリアに対する公約は、申請者と拡大委員会の書簡の交換の基礎をなす。書簡の交換の結果、申請者は拡大委員会の協力的非加盟メンバーとしての資格を認められる。協力的非加盟メンバーは、拡大委員会の年次会合において、書簡の交換に含まれる公約を再確認する。
7. 拡大委員会に協力的非加盟メンバーの資格での参加を認められた国又は団体は、拡大委員会、拡大科学委員会及びこれらの下部組織の会合に積極的に参加する権利を有する。その権利とは、提案する権利及び発言する権利を含む（それだけに限定されない）が投票する権利は有さない。拡大委員会は、特定の議題においては協力的非加盟メンバーの参加を制限することを決定することが出来る。
8. 拡大委員会は、年次会合において、国又は団体が協力的非加盟メンバーの地位に留まる

資格があるか否かにつき決定する。拡大委員会は、拡大委員会との間でなされた書簡の交換に記載された公約に対する協力的非加盟メンバーの実績を評価する。

9. もし、拡大委員会が、協力的非加盟メンバーが公約を履行していないと判断した場合、拡大委員会は2000年行動計画に基づき対応するか、他の適切な手段を講じてよい。

10. 事務局長は、自国(団体)の漁船が条約に基づいて採択された保存管理措置を減殺している方法でミナミマグロを漁獲しているか、TISの要求に基づき統計証明書を完成させることを確保出来ない国(団体)であり、条約への加盟、拡大委員会または協力的非加盟メンバーの地位への加入を行わない国(団体)に対し、現在行われているそのような活動への許容を継続することは、条約の目的を減殺することを知らせるよう指示される。

11. 拡大委員会の手続き規則は、以下を挿入することで変更される。

Rule 3 A bis

協力的非加盟メンバー

協力的非加盟メンバーの権限で拡大委員会への参加が認められた国(団体)は、拡大委員会、拡大科学委員会及びこれらの下部組織の会合に積極的に参加する権利を有する。その権利とは、提案する権利及び発言する権利を含む(それだけに限定されない)が、投票する権利は有さない。拡大委員会は、特定の議題においては協力的非加盟メンバーの参加を制限することを決定することが出来る。